

栄町史資料集
(一)

「栄町史資料集発刊にあたつて」

東に躍脚光を浴びる国際空港建設途上の成田市、西には千葉ニュータウンの建設など、目まぐるしく変貌しつつある社会情勢の中にはあって、合併以来十有七年の栄町も産業に文化に一大飛躍を期待される秋、ここに長い間の関係者各位の御努力が実を結び、町史発刊の源泉ともなるべき一大資料集が発行されることになり、この上ない喜びを感じているものです。

明治当初、下埴生郡安食町と、印旛郡布鎌村は、同じ印旛郡として統一され、昭和二十九年三月、豊住村（現成田市）から興津部落が編入し、三〇年十二月一日安食町と布鎌村が合併し、その後河内村より出津部落も加わり、現在の一大栄町となつたものであることは未だ私達の記憶に新しいところであるが、このようなこともやがては時流の波におしながされ、次第に忘れ去られていくような不安を禁じ得ない。科学、産業、交通発展等の美名のもとに、あらゆる古いものがすてされようとしている今、古人の残した温古知新のことばのもつ意味を、今こそ静かにふり返つて考えてみる時ではないだろうか。

この資料集発刊により、新生栄町的一大町史が一日も早く世に出られるよう、各位の一層の御協力を御願いすると共に、本誌発刊にあたり種々御尽力頂いた皆様又貴重な資料を御提供下さった皆様に、深甚の感謝を申し上げる次第です。

栄町長 藤江 恭

凡例

- 一、収録の史料は、村々の状況を記した村明細帳、差出帳の前篇と布鎌新田関係の文書からなる後篇にわけ、前者は村別に、後者は年代順に掲載した。
- 一、各史料は便宜上一連番号を付け、解説の文中にもその文書番号をもつて表示した。
- 一、各史料の形状については、状・豎帳・横帳などの別を表題の下に記し、且つ豎帳・横帳の場合は、その表紙の体裁を示した。

一、各史料の本文は、できるだけ原本のままとしたが、読解しやすいように適宜句点を施し、平出は二字を空欠として同行に連記し、欠字はそのまま一字を欠いた。

一、誤字衍字および脱字は（ママ）と傍記し、或は（ ）内に傍註を加えて補正した。

但し誤字であっても当時通用の文字はそのままとし、俗字・略字は正しい文字にあらためた。尚旧字であっても現行当用漢字で差支えないものはあらためた。

一、片仮名はそのままとし、変態仮名はひらがなにあらためた。

一、原文中では抹消されているが読み取り可能のもの、△△△を右側に傍記して掲出した。

目次

解説

村明細帳

一

一	天明六年四月	安食村明細帳	一八
二	文政十二年三月	安食村明細帳	三三
三	享保八年八月	興津村明細帳	四九
四	享保十九年正月	興津村明細帳	五二
五	延享四年五月	興津村明細帳	五六
六	元禄十四年九月	北辺田村明細帳	五九
七	享保八年十一月	北辺田村明細帳	六四
八	明和九年十月	龍角寺村明細帳	六九
九	明治五年正月	龍角寺村明細帳	七三
一〇	宝曆十三年九月	布鎌十九ヵ村新田明細帳	七八
一一	明和八年九月	請方新田五ヵ村明細帳	九九
一二	文化十二年正月	請方新田五ヵ村明細帳	一〇五

一三	欠	大瀬開発由來石高反別帳	一一三
一四	貞享四年～安永二年	書持控帳	一三六

一五	安永	六年	中春	羽生芳沢系譜上
一六	安永	六年	中春	羽生芳沢系譜下
一七	延宝	二年	八月	脇川新田内検地帳
一八	元禄	六年	三月	新田地割二付連判手形
一九	宝永	五年十二月	八月	布鎌十五力村新田五人組帳
二〇	享保十七年	十二月	三月	布鎌新田惣堤御救御修復願書
二一	享保十八年	三月	五月	満水二附布鎌新田堤并扒桶修復之節御尋ニ付御役所江差上候文言写
二二	享保十九年	二月	五月	宝暦十二年四月新堤築立一件ニ付済口証文
二三	宝暦	七年	五月	宝暦十二年十二月段々持堤切崩一件ニ付被仰付請書
二四			四月	宝暦十二年八月土取揚跡地畠並年貢賦課ニ付願
二五			八月	明和二年八月明和六年二月
二六			二月	明和七年四月算法伝授ニ付誓約書
二七			四月	明和七年四月銚子浜荷物送稼願三付一札
二八			八月	明和八年八月算法伝授ニ付誓約書
二九			正月	明和九年四月算法伝授ニ付誓約書
三〇			正月	明和九年四月算法伝授ニ付誓約書
三一	安永	二年	正月	安永二年正月布鎌新田御普請仕来ヶ所并ニ古來訛書上帳
三二		八年	十月	安永八年十月天明三年九月
三三			九月	天明三年九月算法伝授ニ付誓約書
三四			正月	天明七年正月算法伝授ニ付誓約書
三五			正月	天明八年正月算法伝授ニ付誓約書
三六			正月	天明八年正月算法伝授ニ付誓約書
三七	寛政	七年	十月	添通等普請願ニ付議定一札
三八	文化	二年	六月	段々持一件ニ付済口証文
三九	文政	六年十一月		御普請明細帳
四〇	文政	七年十二月		布鎌新田由緒御尋ニ付申上一札
四一	文政十一年	三年		宗門人別御改帳
四二	文政十一年	三月		宗門人別御改帳
四三	天保	五年	四月	段々持道巾定杭ニ付連印一札
四四	天保	七年	二月	字押砂新田扒場入会地悪水吐扒桶御普請出来形目錄帳
四五	天保	八年	四月	夫食種麦代金等拝借証文
四六	天保	八年	七月	取極議定惣連印証文
四七	天保	八年	九月	布鎌新田御普請出来形目錄帳
四八	天保	八年	十月	悪水落新規堀割場所書上帳
四九	天保	九年	八月	農間商渡世人書上帳
五〇	天保十三年	八月		まけ俵ノ切ニ付願書
五一	嘉永	元年	五月	困窮ニ付調達金免除願
五二	嘉永	三年	八月	作物取入ニ付議定書
五三	文久	元年十二月		渡船場一件ニ付取替一札
五四	慶応	二年	九月	諸穀高値ニ付議定書
五五	明治	四年		南北八間道一件ニ付済口証文
五六	明治	元年	七月	利根川小貝川堤防普請ニ付願書
五七	明治	三年	八月	利根川小貝川堤防普請ニ付願書
あと か き				

村明細帳

〔解説〕

安食

安食村は、戦国時代まで、川崎村といい古くから一集落を形成し、今の大台と呼ぶ地には大台城が築かれていたと伝えられる。天正二年（一五七四）大台城が落城して、その後戦国の動乱も治まり、世の中が安定してきた頃、村名を安食村と改めたという（千葉県印旛郡誌後篇）。

江戸時代になり、寛永二年（一六二五）本田新田の検地をうけているが、検地をした役人については不詳である。安食村の領主は、寛文頃まで八千石の旗本本多豊前守正貫であったが、その後幕領となり、元禄十四年（一七〇一）まで続いた。同年六月佐倉藩領となり、稻葉丹後守正往の支配するところとなつた。その子丹後守正知の時、享保八年（一七二三）に山城国淀城に転封されたが、安食村は引き続き淀藩領飛

地として、稻葉氏の支配をうけ、維新に及んでいる。村高は元禄十三年頃、一五四五石余で、維新時は一六七〇石余とそれほど増加は見られない。

ここに収載した史料は、代々安食村の名主を勤めた山田弥家が所蔵する古文書の一部である。史料（一）は天明六年（一七八六）、史料（二）は文政十二年（一八二九）の「安食村差出明細帳」である。明細帳とは村鑑・差出帳とも呼ばれ、一見して村の様子を知ることができるもので、今の村勢要覧に当たる史料である。明細帳は領主の交代時、あるいは役人が村支配・貢租徵収などの参考資料とする為に、村方に一定の雰形を提示して作成させたものであり、村高からはじまつて戸数人数、寺社用水、産物、土橋などが記載されている。

次に文政十二年の明細帳から安食村の様子をみてみよう。文政十二年の安食村は戸数二六六軒・人口一一二六人で、そのうち医師が三軒も見え、當時としてはかなり大きい村落であることが知られる。寺は二カ寺ともに天台宗龍角寺の末寺になる大乗寺・正徳寺である。この二カ寺が村内の宮十社・堂九所を支配していた。このうち正徳寺支配下にある鷲宮について、おもしろい記載がある。安食村表郷の者は毎

年十一月だけは鳥を食べない。鷺宮の神体が鳥であるからで、もし十一月に鳥を食する者があると、即座に神罰を蒙るという。この神は以前は裏郷木塚に居たのであるが、神が木塚を嫌って表郷に飛んできたものである。

また安食村は成田方面、水戸方面に向う街道の中継地として重要な所で、交通機関に船が利用されていた。船は高瀬船五艘・帆艇船二艘を持ち、また渡船もあってその代金は旅人一人につき錢五文で、馬は一疋につき錢十二文ということが記されている。このほか田畠の石高反別、水門の場所、船河岸場、小字名、他町村への里程、村内旧跡および安食ト杭新田の由緒等が、本史料によつてわかるのである。

なお山田弥家には明細帳のほか、寛永二年（一六二五）の検地帳をはじめ五人組帳、宗門帳、農間渡世人書上帳、年貢割付状、我孫子宿助郷一件書、利根川堤水論関係書などの史料があり、「山田弥家所藏文書目録」（成田高校社会科研究部「道しるべ」一七号昭44）が発行されているので利用されたい。

（小倉 博）

興 津

興津村は江戸時代に下総国埴生郡興津村といい、明治二年（一八八九）より昭和二十九年（一九五四）までは、豊住村に属し、それ以後栄町に編入された。明治十五年（一八八二）の「沿革御届」をみると、

延享四年九月浅間神社創立

（マニ）

当時稻葉丹後守領分 延享

四年五月田安殿領地ニ遷ル 明治二年一月葛飾県管轄ト

ナル 同三年十一月佐倉藩管轄ニ遷ル 同四年十一月印

藩管轄ニ遷ル 同六年五月千葉県管轄

とある。延享四年（一七四七）以前は淀領であった。稻葉氏は享保八年（一七二三）佐倉城から山城淀城に移ったが、飛地として支配は続いていたのである。

延享四年より田安領となり、そのまま維新まで続いた。

史料（三）は享保八年の指出帳である。それによると、村高は三三〇石八斗八升九合であり、この反別は三三町五反一畝九歩半であった。小物成としては茶園が永四六文、栗代が永四四文、山錢が鑑一貫二七六文、野錢が永三八五文、その他千石夫金、糠、藁、繩などを納めた。村内には郷倉が一ヵ所あり、大きさは長さ三間半横二間であった。寺は禪宗の龍昌院、天台宗の智性院の二寺があり、ほかに地蔵堂一ヵ所が

修理亮氏信で、寛永十五年（一六三八）五月十六日に、父家信の遺領のうち二千石を分け与えられた（『新訂寛政重修諸家譜』以下これによる）。

氏信の父家信は、寛永十二年（一六三五）二月二十九日に摂津國高槻から佐倉に移され四万石を領した。その後寛永十五年五月十六日に子の康信が遺領のうち三万六千石を継ぎ、弟の氏信と信忠に各二千石が分け与えられた。

そうすると北辺田村は寛永十五年以前は佐倉領で、以後氏信の領地として継続されたようである。康信は寛永十七年（一六三九）九月二十八日に高槻に移された。

元禄十年（一六九七）七月二十六日に至って、元禄十四年

の差出帳にみられる旗本山崎猪兵衛正純と三沢庄兵衛信光の知行地になり、のち稻葉正往が元禄十四年六月十四日佐倉へ移ってきて佐倉領となつた。正知の時、享保八年五月朔日に山城国淀城に移されたが、北辺田村はそのまま淀領として稻葉氏の支配するところとなり、維新を迎えたわけである。

元禄十四年と享保八年の差出帳は、ちょうど領主の交代期に作成されたもので、差出帳の性格を端的に表わしているといえよう。

一 天明六年四月 安食村明細帳 (堅帳)

(表紙)

天明六年	午四月
下總国埴生郡安食村御差出明細帳	下總国埴生郡安食村御差出明細帳

内訳ケ

上田武拾町六反武畝歩

分米武百八拾八石六斗八升

反三斗四斗四升取

中田拾武町五反武畝歩

分米百三拾七石七斗武升

但 十四盛

残拾武町武反武畝拾八步

分米四百三拾八石六斗八升

反三斗五升取

下田拾九町六反三畝武拾四步

分米百七拾六石七斗四升武合

九ノ盛

下々田七町八反武拾四步

分米四拾六石八斗四升八合

反三斗五升取

小以六拾町五反八畝拾八步

分米四拾六石九斗七合

九ノ盛

中烟三町七反壹畝拾五步

分米五拾六石九斗七合

反三斗五升取

古新田高

分米武拾武石武斗九升

六ノ盛

高辻

新々田高

下烟八町五反五畝九步

内七畝拾八步 川欠ヶ引

反三斗五升取

上烟六町三反武畝九步

上烟七町八反壹畝拾四步

分米百三拾九石五升四合

九ノ盛

下々烟七町七反三畝武拾七步

分米四拾六石三斗六升武合

反三斗五升取

小以拾五町七畝武拾四步

分米百三拾九石五升四合

九ノ盛

上烟七町八反壹畝拾四步

分米四拾六石三斗六升武合

反三斗五升取

中烟七町七反三畝武拾七步

分米四拾六石武斗六合

九ノ盛

下々烟七町七反三畝武拾七步

分米四拾六石武斗六合

反三斗五升取

下田九町五反武拾七步

分米四拾五石五斗八升壹合

九ノ盛

中田三町七反武畝武拾壹步

反二斗八升取

反三升取

分米四拾石九斗七合

十一ノ盛

下田九町五反武拾七步

分米八拾五石五斗八升壹合

九ノ盛

反壹斗八升取

分米九石九斗八升四合

反三升取

田壱反式歎六歩
分米壱石式斗式升

反五升取
十ノ盛

新屋鋪壱歎拾五歩
分米七斗五合

正徳二辰御高入
永反三八拾文取
明和九辰御高入
二ノ盛

烟七町三反式歎歩
内式反八歎歩

土取場引

新烟五歎拾八歩
分米壱斗壱升式合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米七拾三石式斗
小以七町四反四歎六歩

十ノ盛
反四升取

新屋鋪壱歎拾五歩
分米七斗七合

明和九辰御高入
永反三八拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米七拾四石四斗式升
下田三反式歎九歩

小以七歎三歩
反四升取

新屋鋪壱歎拾五歩
分米八升七合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米壱石八斗五升八合
下烟式拾町五反八歎拾五歩

小以七歎三歩
反四升取

新烟壱反四歎拾七歩
分米八升七合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
内式反壱歎式拾壹歩

反二四升取
反水七拾式文取

新烟壱反四歎拾七歩
分米八升七合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
残式拾町壱反式歎式拾四歩

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
小以式拾町八反九歎拾四歩

小以七歎三歩
反四升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

反二四升取
反水七拾式文取

新烟壱反四歎拾七歩
分米八升七合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
小以式拾町八反九歎拾四歩

小以七歎三歩
反四升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

分米四拾壹石式升八合
〔異筆〕「壱石壹斗七升」

二ノ盛
反五升取

新烟五反三歎式拾四歩
分米三斗七升八合

明和九辰御高入
永反五拾文取
正徳二辰御改
五ノ盛

内

(略紙)

拾七町壱反八歎拾歩

字サ

大洲

此内

此内

永反七文取

あとがき

われわれが、栄町の史料調査にとりかかったのは昭和四三年の夏であった。われわれはテーマを「輪中、村落、布鎌の研究」と設定して、栄町旧布鎌新田に数度にわたって足を運び史料の探訪をおこなった。

このなかで、塙田重治家文書（脇川）・長沢章家文書（請方）・芳沢四郎家文書（請方）・石井正男家文書（南）・槍幸男家文書（押付）・竹内虎夫家文書（印旛村瀬戸）等の史料を見い出すことができた。これらの史料を利用するためには当研究会は文書の整理と目録の作製をおこない、目録は「塙田重治家文書目録」「長沢成章家文書目録」「竹内虎夫家文書目録」等として刊行した。同時に、定期的な研究会をもち、史料の筆写や研究、討論を続けてきた。

こうした折に、前栄町長石井泰助、前教育長大野潤一両氏から、われわれの筆写した史料を史料集として出版してはどうかとの相談をうけた。われわれは、当研究会の仕事が、栄町町民の郷土意識の啓蒙と、文化財保護への関心を呼びおこすことに、いささかなりとも寄与することが出来るならば、

とお引き受けすることにした。

われわれの筆写した原稿は優に三、〇〇〇枚をこえる大部であったが、整理、編集の都合から、第一集として、前記布鎌地区の史料を中心として、江戸時代の各村の概況を記した「村明細帳」を加えて刊行することにした。

調査の経過から布鎌新田関係の文書が中心となつたが、でさうるならば今後、検地帳、年貢割付状、五人組帳、宗門帳、村議定、村出入などに關する旧安食村を中心とした史料をまとめたいと念願している。

ともあれ、このような史料集の刊行は、史料所蔵者の深い理解と協力なくしては不可能であり、貴重な文書を提供してくれた各位に、また調査の折々、お世話になった多くのかたがたに、深く感謝の意を表します。

昭和四十七年十月

栄町教育委員会
常総地方史研究会

附記

栄町史料集の調査、整理に携わった方々は、次のとおりで

ある。

協力者

田代源之助、岩田 義一、白石 正	
湯浅 裁樹、篠田 金助、山田 弥	
石原 広、齊藤 忠均、梶谷光之助	
後藤 慎平、葛生 潟、麻生 新平	
鈴木 左一、伊藤 義一、藤崎 麗助	
石井 泰助、中谷 春乃、大野 潤一	
弘海 高融、竹内 七郎、芦田 謙	
藤江 恭、小川 守、大野 原勇	
湯原要太郎、小川 孝一、長沢 成章	
上原 定本、桑原 栄、石橋一太郎	

以上

事務担当者

山田富士雄、市川 光男

常総地方史研究会員

五十嵐行男、稻川千恵子、内田 儀久	
遠藤みゆき、大谷 貞夫、小倉 博	
鏑木 行広、小坂 泰久、佐久間富枝	
田須 茂、須藤 元夫、藤下 昌信	

栄町史資料集(一)

昭和四十七年十月一日発行

発行所 千葉県印旛郡栄町安食三六二三三

栄町役場

印刷所 佐原市佐原イ四九九

佐原印刷株式会社